

# 人権協会 ニュース

2022年9月69号  
発行：摂津市人権協会  
事務局：摂津市人権女性政策課  
06-6383-1324



ホームページもご覧ください

## 映画「破戒」を鑑賞

### ストーリー

映画「破戒」は、100年以上前に島崎藤村によって執筆された小説が原作であり、社会における部落差別そのものが描かれています。

今年は、全国水平社創立100周年を

記念する年です。部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消につながることを願い、大阪府人権協会をはじめとする38団体によって実行委員会が結成され、この映画「破戒」の鑑賞を呼びかけています。

本協会としましては、7月14日に常任委員9名が、この映画「破戒」を鑑賞しました。また、4月に奈良県御所市にある水平社博物館の見学や、6月の会議内でも部落問題について勉強をしております。

映画「破戒」を通じて、部落差別を考えるきっかけとなり、差別のない世の中になることを願っております。



主人公「丑松」は、被差別部落出身ということをして隠して、地元を離れ、ある小学校の教員として奉職します。彼は、その出自を隠し通すよう、亡くなった父から強い戒めを受けていました。

彼は、生徒に慕われる良い教師でしたが、出自を隠していることに悩み、また、差別の現状を体験することで心を乱しながらも、下宿先の土族出身の女性に恋心を抱いていました。友人の同僚教師の支えはありましたが、学校では、出自についての疑念も抱かれ始め、丑松の立場は危ういものになっていきます。

苦しみのなか丑松は、被差別部落出身の思想家に傾倒していきます。思想家の言葉である「人間はみな等しく尊厳をもつものだ」という言葉に強い感動を覚えますが、思想家は政敵の放った凶刃により命を落とします。

この事件がきっかけとなり、丑松はある決意を胸に、教え子たちが待つ最後の教壇へ立とうとします。(続く)

## 部落問題について

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

(法務局ホームページより)

本協会では、多くの人権問題の中から、今年度は「部落差別(同和問題)」を地域密着型テーマとしていきます。

次のページでは、「部落問題にかかわる法律の変遷」「部落差別解消の推進に関する法律」を取り上げていきますので、ぜひ一緒に学んでいきましょう。



# 部落問題にかかわる法律の変遷

部落問題に関する年表として、「部落問題にかかわる法律の変遷」と、「部落差別の解消の推進に関する法律」についてピックアップいたします。

1966年 平成8年	1969年 昭和44年	1965年 昭和40年	1939年 昭和14年	1922年 大正11年	1871年 明治4年
同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について 〈意見答申〉地域改善対策協議会 同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示す。更に、この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わる問題の解決に繋げてゆくことを明示しました。	同和対策事業特別措置法 33年間にわたり、同和地区の生活環境の改善等の対策事業を実施し、「部落差別」を受けていた方々の劣悪な環境での生活からの脱却を目指しました。	同和对策審議会答申 同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重要な社会問題で早急な解決こそ国の責任と同時に国民的課題と位置付けました。	第二次世界大戦 差別解消運動は停滞しました。	全国水平社設立 被差別部落の人たちが「差別をするのは間違っている」と、差別に反対して立ち上がりました。	太政官布告（解放令）発令 皇族以外は同等で身分の上下はなくなりました。しかし、差別はなくなりつつ就職差別等で経済的弱者に陥りました。

2016年 平成28年	2000年 平成12年
部落差別の解消の推進に関する法律 この法律は、現在もなお部落差別が存在するともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。 ※詳細は次の段落よりご確認ください。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 国や地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策の策定・実施の責務が規定されました。これを受け、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進が図られることになりました。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

「部落差別の解消の推進に関する法律」  
2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、わかりやすい言葉で内容を見てみましょう。

### 目的（第一条）

現在もなお部落差別が存在します。さらに、情報化が進んだことで部落差別の状況は変わってきています。日本国憲法にあるとおり、すべての人は基本的人権を生まれながらに持っていることです。このことから、部落差別は許されないもので、解消しなければなりません。

部落差別解消のための基本的な考え方や国や地方公共団体の果たすべきことを明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的とします。

### 基本的な考え方（第二条）

部落差別解消のために行う取組は、「全ての国民が個人として尊重されるべきである」という考え方にのっとり、「国民一人一人が【部落差別を解消することが重要である】という理解を深める」ことよって、部落差別のない社会を実現することを目指して行います。

### 国及び地方公共団体の果たすべきこと（第三条）

国は、部落差別の解消のための具体的な取組を行う責任があります。また、地方公共団体は国と連携して、その地域にあった具体的な取組を行うよう努力します。

### 相談体制の充実（第四条）

国と地方公共団体は部落差別にあった時に相談できる体制を充実させます。

### 教育及び啓発（第五条）

国と地方公共団体は、部落差別解消のために必要な教育や啓発を行います。

### 部落差別の実態に係る調査（第六条）

国は、地方公共団体と協力して部落差別解消のための実態調査を行います。

## ポイント

- ① 現在もなお部落差別が存在すると明解に示された。
- ② 部落差別は、日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。
- ③ 部落差別の解消に向け国及び地方公共団体の教育及び啓発の必要性が明記された。

## インターネット上における

### 部落問題の現状

これまで、部落問題にかかわる法律の変遷や、部落差別の解消の推進に関する法律について見てきました。

部落問題はどのような形で存在するのでしょうか？

部落問題は、過去の話と考える人も少なくなく、部落問題について特に考えたことがない方もいらっしゃると思います。

現在、部落問題はインターネット上で、深刻化しています。インターネットの利用は、私たちの生活に密着しており、日常生活を便利にしています。

その一方で、インターネット上の書き込みによって誹謗中傷を受けたり、プライバシーを侵害される等の被害に遭う場合もあります。

利用者一人ひとりが、情報を正しく判断し、情報の収集、発信における責任や情報モラルを持ちましょう。

## 正しい知識を得よう

インターネット上での差別活動に対し、行政や人権関係団体がネットパトロールを実施し、差別投稿や偏見に対するカウンター投稿、違反通報の取組も必要であり、デマや差別情報を放置しておくことで、間違った言説や偏見が、どんどん拡散されていくからです。

しかし、この現状を打破しようと、ホームページやTwitter上では、若い世代の人たちが、部落問題のサイトやブログを立ち上げ、積極的に情報発信を行いはじめています。

インターネットが差別を助長する反面、差別をなくしていく大きな力にもなることがわかります。

私たちもインターネット上での情報を鵜呑みにせず、行政機関や法務局、人権関係団体が発信している情報を確認するようにし、偏った情報だけで判断しないようにしましょう。



## 部落問題について学びたい

○視聴覚教材の貸出し  
本協会では人権に関するDVDを購入し、企業や団体、個人に貸出しをしています。  
興味のある方は、是非ご連絡ください。

### 『映像で学ぶ 部落差別解消推進法』

- ① 「部落差別解消推進法」の制定と部落差別の現在
- ② 「部落差別解消推進法」の法的意義と活用方法
- ③ 「部落差別解消推進法」の条例化と私たちの役割

### 『ネット差別を許すな!』

ネット上で部落／部落出身者が晒される。無地帯化するネット上の差別の現実を差別ハガキを送られた当事者自らが語る。

### 『シリーズ映像でみる人権の歴史 近代医学の基礎を築いた人々』

江戸時代、杉田玄白たちが西欧の書物を翻訳し、「解体新書」と名づけ世に出したことは有名です。しかしそのとき実際に臓器を解剖して見せたのは、当時「穢多」と呼ばれ、差別されてきた人々でした。部落の人々は、動物などの死体を処理する仕事を続けてきた結果、人と動物の内臓を熟知していたのです。



## 校区活動報告

○二中校区 6月19日(日) 新鳥飼公民館

「公民館であったかNight」

出演 岩崎 なおあき さん

参加人数 46人

テレビラジオ等で活躍中の同氏のものまねパフォーマンスを中心としたお笑いライブを実施しました。栓抜きなどの「モノの気持ち」になってもものまねを披露してくださいました。相手の気持ち、人の気持ちを考える機会になれば良いと感じました。

○五中校区 7月23日(土) 鳥飼東公民館

「人権 ちょっとくつろぎコンサート」

出演 山添 裕郁理 さん(ハープ)

松村 妙子 さん(ソプラノ)

中村 いく子 さん(ピアノ)

参加人数 32人

連日の暑さで疲れがたまっていました、美しい音色を聞いて、癒されました。疲れた時は無理せず休みましょう。



「人権 ちょっとくつろぎコンサート」の様子

## 今後のお知らせ

○第1回ヒューマンセミナー

日時 11月17日(木) 14時〜

場所 コミュニティプラザ

3階 コンベンションホール

講師 柴原 浩嗣 さん

(大阪府人権協会)

業務執行理事兼事務局長)

テーマ 新型コロナウイルス感染症と

差別

詳細につきましては、10月に広報誌やホームページにて発表予定です。



講師：柴原 浩嗣さん



過去のヒューマンセミナーの様子

## 人権なんでも相談(電話・面接)

☎06-6383-1011

◆日時 毎週月曜日〜金曜日

午前10時〜午後4時

◆場所 摂津市役所4階 人権女性政策課

摂津市人権協会では、あなたの相談を丁寧にお聞きし、一緒に考えさせていただきます。あなた自身、もしくは周りの人が困っていることがありましたら、気軽ににご相談ください。

## 摂津市人権協会 ご入会案内

摂津市人権協会は、人間尊重のまちづくりをめざし、摂津市からも支援を受け、地域に根ざし活動している団体です。各中学校区の皆さんが、自由な発想のもとに人権意識を高めるための講演会・研修会等を開催し活動しています。地域での人権の輪を広げる活動と一緒に参加してみませんか。ご加入を希望される方は、摂津市人権協会事務局までご連絡をお願いします。

※入会金不要

摂津市人権協会事務局

(摂津市役所 人権女性政策課)

☎06-6383-1324